

関西圏地盤情報ネットワーク  
(KG-NET: Kansai Geo-informatics Network)

協 定 書



## 関西圏地盤情報ネットワーク 協定書

関西圏地盤情報協議会（以下、「KG-C」という。）、関西圏地盤DB運営機構（以下、「KG-A」という。）及び関西圏地盤研究会（以下、「KG-R」という。）の3組織は、関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という。）を基本とする関西圏地盤情報ネットワーク（以下、「KG-NET」という。）に関し、以下のとおり協定する。

### （目的）

第1条 関西圏地盤情報の活用協議会（以下、「前協議会」という。）の活動を継承し、データベースを“関西圏の財産”と位置づけ、関西圏における地盤情報活用の更なる発展を担うことを目的とする。

### （関西圏地盤情報ネットワーク）

第2条 KG-C、KG-A及びKG-Rの3組織は、前条の目的を達成するために、各々の役割を分担し、KG-NETを形成して活動を展開する。なお、KG-Cは、KG-NETを代表する。

2 KG-NET及びKG-C、KG-A、KG-Rの呼称は、次のとおりとする。

関西圏地盤情報ネットワーク：Kansai Geo-informatics Network

KG-NET・関西圏地盤情報協議会：Kansai Geo-informatics Council

KG-NET・関西圏地盤DB運営機構：Kansai Geo-informatics Agency

KG-NET・関西圏地盤研究会：Kansai Geo-informatics Research Committee

### （関西圏地盤情報協議会）

第3条 KG-Cは、次の役割を分担する。

- ・関西圏における地盤情報活用の促進・連携（方策の検討・企画，組織間の調整）
- ・データベースの維持・活用及び地盤研究の支援

2 KG-Cは、国土交通省近畿地方整備局（以下、「整備局」という。）が主催し、整備局の企画部と港湾空港部が事務局を務める。

3 KG-Cの構成員は、官公庁、公共および公益を目的とする法人、KG-Cが委嘱する学識者、民間の代表組織（各種協会）とする。なお、前協議会の正会員は、KG-Cの構成員へ移行する。

4 KG-Cの運営は、「関西圏地盤情報協議会 規約」に基づいて行う。

### （関西圏地盤DB運営機構）

第4条 KG-Aは、次の役割を分担する。

- ・データベースの追加，更新及び維持管理
- ・データベースの相互利用，提供

- 2 KG-A の運営実務は、財団法人 地域 地盤 環境 研究所（以下、「財団」という。）が務める。財団は、KG-C 幹事会の指導に従って KG-A を運営し、KG-C へ状況報告を行う。
- 3 KG-A は、DB 利用会員を募集し、その DB 利用会費及びその他のデータベース利用料等による収入を原資として運営する。DB 利用会員は、官公庁、公共および公益を目的とする法人と研究機関・組織等、民間企業（建設・コンサルタント・調査会社等）を対象とする。なお、前協議会のデータベース利用者は、KG-A の DB 利用会員へ移行する。
- 4 財団は、KG-A の活動を公益事業の一環として、運営に関わる役務とデータベースシステムの提供に協力する。また、会費請求等において KG-A の代表者は財団理事長とし、KG-A・財団の連名で表記することを認める。
- 5 KG-A の運営は、「関西圏地盤 DB 運営機構 運営規則・運営要領」に基づいて行う。運営規則・運営要領の作成および改定については、KG-C の了承を得るものとする。

（関西圏地盤研究会）

第 5 条 KG-R は、次の役割を分担する。

- ・データベースの活用による地域地盤特性の調査および研究
- 2 KG-R は、KG-C 学識構成員が主催し、財団が事務局を務める。
  - 3 KG-R は、研究会員を募集し、その研究会費及びその他の研究事業等による収入を原資として運営する。研究会員は、KG-R が委嘱する学識経験者と KG-C 構成員、DB 利用会員に限定する。なお、前協議会の関西圏地盤研究会会員は、KG-R の研究会員へ移行する。
  - 4 KG-R を代表する者は、KG-R 委員長とする。また、研究成果の公表等を行う場合には、「KG-NET・関西圏地盤研究会」とすることを原則とする。
  - 5 KG-R の運営は、「関西圏地盤研究会 規約」に基づいて行う。規約の作成および改定については、KG-C の了承を得るものとする。

（関西圏地盤情報データベース）

第 6 条 データベースは、KG-C が管理・所有する。データベースに登録された原資料データの所有権はデータ提供者に帰属する。

- 2 KG-C 構成員は、データベース構築のために、自機関による地盤調査資料を KG-C に無償で提供する。KG-C は更にその資料を KG-A に貸与する。
- 3 KG-C は、データベースを KG-A と KG-R に無償で提供する。KG-A と KG-R は、各活動の役割を果たすためにのみデータベースを使用する。
- 4 データベース本体は、KG-A・財団内のコンピュータ・システム上に設置する。
- 5 KG-A の DB 利用会員へのデータベースの提供は CD-ROM 形式で行う。ただし、デジタルデータ（生データ）の貸出しは KG-C の規定に基づくものとする。

(機密保持)

第7条 KG-C, KG-A, KG-Rの会員及び事務局は、職務に関して知得した秘密を他に漏らし、または窃用してはならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義及び紛争が生じたときは、KG-C, KG-A及びKG-Rは協議して解決するものとする。

(有効期間)

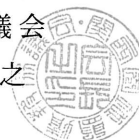
第9条 この協定は、締結日からKG-NETがその役割を終了する日まで有効とする。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、KG-C, KG-A及びKG-Rは記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年6月29日

大阪府中央区大手前1丁目5番44号  
国土交通省近畿地方整備局内

関西圏地盤情報協議会  
会長 足立 敏之



大阪府西区立売堀4丁目3番2号  
関西圏地盤DB運営機構

財団法人 地域地盤環境研究所  
理事長 足立 紀尚



大阪府西区立売堀4丁目3番2号  
関西圏地盤研究会

委員長 松井 保



## 関西圏地盤情報ネットワーク 協定内容の改訂の覚え

平成 24 年度 KG-NET・関西圏地盤情報協議会総会における了承事項として、以下に協定内容を改訂したことを記録する。なお、1 および 2 の施行は平成 24 年 4 月 1 日に遡る。

### 1. 第 4 条第 1 項

(改訂前) KG-A の運営実務は、財団法人 地域 地盤 環境 研究所 (以下、「財団」という。) が務める。財団は、KG-C 幹事会の指導に従って KG-A を運営し、KG-C へ状況報告を行う。

(改訂後) KG-A の運営実務は、一般財団法人 地域 地盤 環境 研究所 (以下、「財団」という。) が務める。財団は、KG-C 幹事会の指導に従って KG-A を運営し、KG-C へ状況報告を行う。

### 2. 第 5 条第 2 項 (文面は同じ)

(改訂前) KG-R は、KG-C 学識構成員が主催し、財団が事務局を務める。

(改訂後) KG-R は、KG-C 学識構成員が主催し、財団が事務局を務める。

### 3. 第 6 条第 5 項

(改訂前) KG-A の DB 利用会員へのデータベースの提供は CD-ROM 形式で行う。ただし、デジタルデータ (生データ) の貸出しは KG-C の規定に基づくものとする。

(改訂後) KG-A の DB 利用会員へのデータベースの提供は CD-ROM 形式又は Web 配信形式で行う。ただし、デジタルデータ (生データ) の貸出しは KG-C の規定に基づくものとする。

平成 24 年 8 月 9 日

大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 4 4 号

国土交通省近畿地方整備局内

関西圏地盤情報協議会

会長 大塚 俊介

大阪市西区立売堀 4 丁目 3 番 2 号

関西圏 DB 運営機構

一般財団法人 地域 地盤 環境 研究所

代表理事 足立 紀尚

大阪市西区立売堀 4 丁目 3 番 2 号

関西圏地盤研究会

委員長 竹村 恵二